

当別町町民活動支援システムポータルサイト利用要領

(目的)

第1条 この要領は、当別町が管理及び運営する当別町町民活動支援システムポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）のサービスの利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用登録)

第2条 ポータルサイトのサービスを利用しようとする者は、当別町町民活動支援システムポータルサイト団体等登録申請書（別記様式第1号）を町長に提出し、承認を受けることとする。

(登録内容の変更)

第3条 前条の規定により利用登録をした者（以下「利用者」という。）は、ポータルサイトのサービス登録内容に変更があった場合は、当別町町民活動支援システムポータルサイト団体等登録変更申請書（別記様式第2号）を町長に提出するものとする。

(登録廃止)

第4条 利用者のうちポータルサイトのサービスを利用しなくなった者は、当別町町民活動支援システムポータルサイト団体等廃止申請書（別記様式第3号）を町長に提出するものとする。

(情報セキュリティポリシーの遵守)

第5条 利用者は、当別町電子自治体推進委員会設置要綱（平成17年当別町訓令第40号）第2条第3号の規定に基づき当別町電子自治体推進委員会が定めた当別町情報セキュリティポリシーを遵守するものとする。

(委任)

第6条 この訓令の施行に関し、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行前に当別町町民活動支援システム運営協議会の規定によって登録されている団体等は、第2条の利用登録が行われたものとしてこの訓令の規定を適用する。